

資料1「健康診断の実施について」

令和元年12月
国土交通省海事局

船員部会の議論の方向性

(交通政策審議会海事分科会第114回船員部会 (R1. 7) 資料抜粋)

方向性Ⅳ. 労働安全衛生確保としての健康診断の位置付け

- 船員についても、陸上労働者と同様に労働者としての保護が図られるためには、事業者が行う労働安全衛生確保の一環として（すなわち、事業者＝第一義的な責任を有する当事者として）健康診断の実施を位置付け、事業者が船員の健康状態を把握し、適切に労働者の健康管理が行われる仕組みとすべきではないか。
- 事業者のみならず、船員自身も、自らの健康に関する意識を高め、事業者の取組みに協力する等の姿勢が求められることを明確にすべきではないか。

論点・課題

- 健康診断（健康証明の健康診査、特殊作業従事者への健康診査、高齢者医療確保法の特定健康診査（生活習慣予防健診）の実施者、対象者、項目、実施時期等について、どのように実施するか。
- 健康診断の見直しに伴い、従来の健康証明の健康検査（以下「船員の健康検査」という。） 、合格標準、検査方法について、どのようにするか。
- 過度な負担なく、船員の健康状態を把握し、適切な健康管理に結びつけるため、どのような方法で行うか。
- 健康証明の健康診査や、高確法に基づく特定健康診査（生活習慣病予防健診）を受診しやすくするため、どのような取組を行うか。

陸上制度の概要(健康診断の実施方法)

【労働安全衛生法に基づく健診】

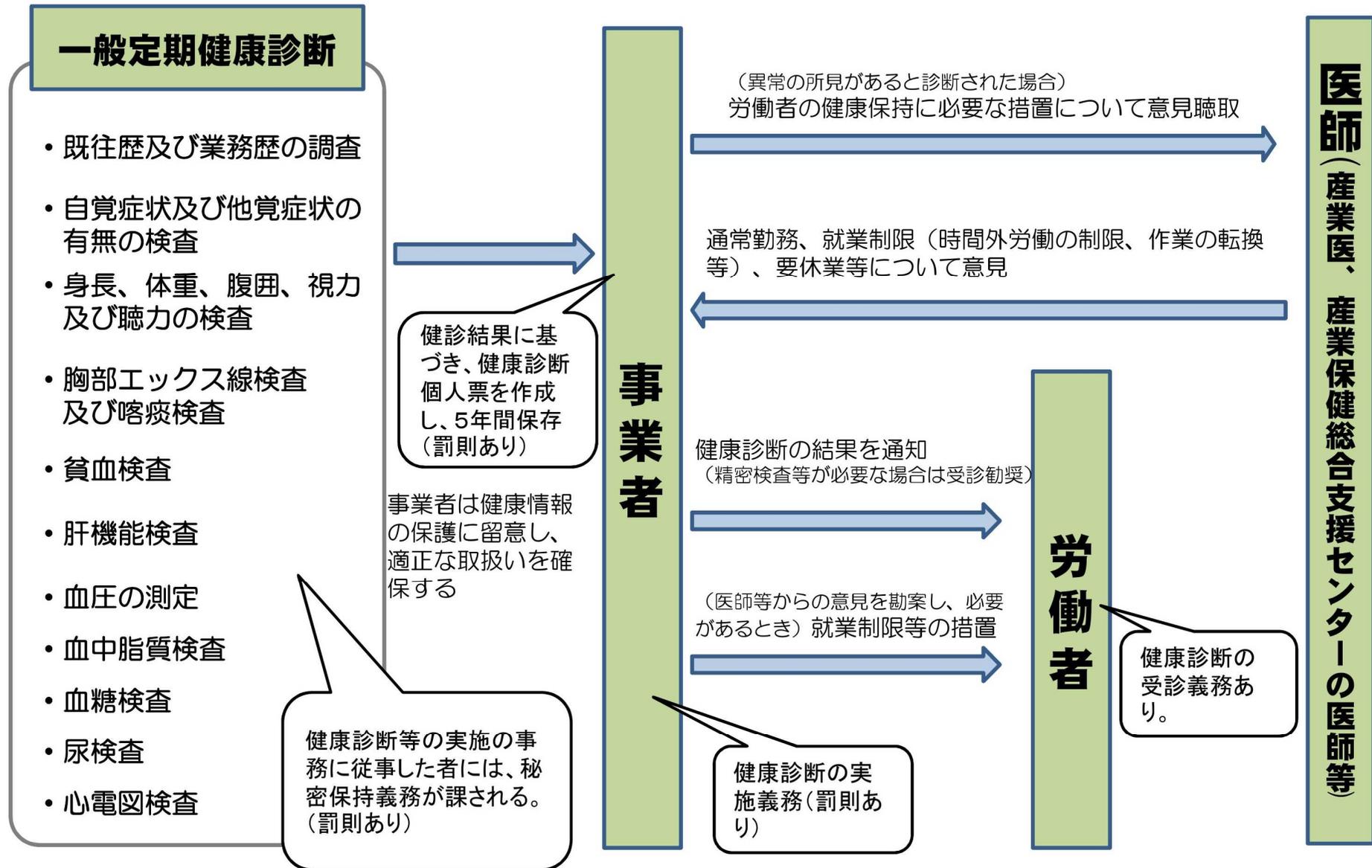
- 事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。
- 健康診断の種類は、雇入時健診（常用労働者）、定期健診（常用労働者）、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診（6ヶ月以上の派遣者）等がある。
※それぞれの健診項目や対象者については、「比較表」参照。
- 労働者は、健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師以外の行う健康診断を受け、結果を書面で提出することも可能。

【高齢者医療確保法に基づく特定健診※（生活習慣病予防健診）】

- 保険者は、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施しなければならない。毎年度40～74歳を対象者として実施。
※全国健康保険協会船員保険部では、35歳以上について、「生活習慣病予防健診」として実施

【安衛法・高確法に基づく共通事項】

- 健康診断に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。



特定業務従事者の健康診断

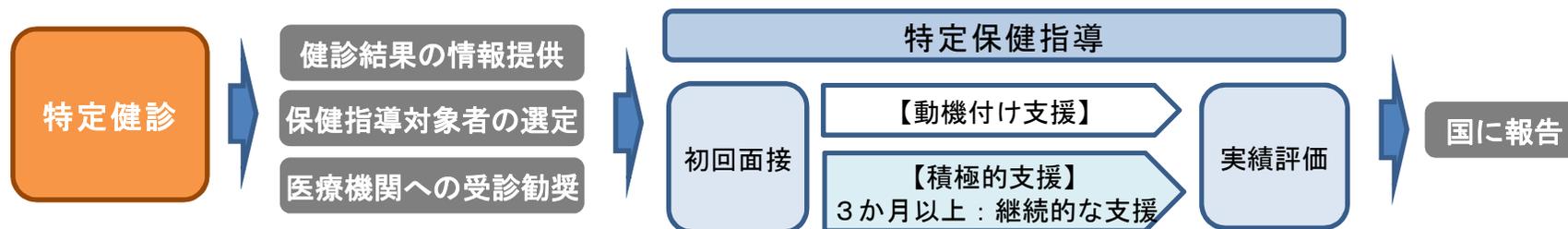
○事業者は、特殊な作業に常時従事する労働者に対して、配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、健康診断(定期健康診断と項目は同様)を実施。(労働安全衛生規則 § 45 I)

【特殊な作業】

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳びよう打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒ひ素、黄りん、弗ふつ 化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸
その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒ひ素、黄りん、弗ふつ 化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

特定健康診査・特定保健指導等について

○特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者（40歳～74歳）を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである（法定義務）。



(※) 服薬中の者は、特定保健指導の対象としない。

<特定保健指導の選定基準>

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当		あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当		/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当		あり なし		
	1つ該当		/		

<特定健診の検査項目>

- ・質問票（服薬歴、喫煙歴 等）
→「かんで食えるときの状態」を追加（2018年度～）
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧測定
- ・血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）
- ・尿検査（尿糖、尿蛋白）
- ・詳細健診（医師が必要と認める場合に実施）
心電図検査、眼底検査、貧血検査
→「血清クレアチニン検査」を追加（2018年度～）

【特定保健指導の運用の弾力化】（2018（H30）年度～）

- 初回面接の分割実施を可能とし、特定健診受診当日に、対象者と見込まれる者に初回面接できるようにする（受診者の利便性の向上）。
- 特定保健指導については、ICTを活用して実施することも可能としてきたが、2017年度から、情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）について、国への実施計画の事前届出を廃止。

- 船舶所有者は、指定医が証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。(健康証明がない者は原則として船内労働に従事できない。)
 - ※健康診断を受ける／受けさせる義務は規定されていない。

- 検査の種類は、船員の健康検査、特殊作業従事者の健康診査がある。
 - ※それぞれの健診項目や対象者については、「比較表」参照。
 - ※健康証明は、3月以内に受けた検査の結果に基づき、標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に指定医が行う。健康検査の費用は、雇用中は船舶所有者が負担。

- 船員の健康検査を実施する指定医は、船員である医師、海員掖済会又は船員保険会の病院等の医師、運輸局長が指定した医師となっている。

- 生活習慣病予防健診については、船員保険の保険者たる全国健康保険協会船員保険部が実施。

船員の健康証明書(船員法 § 83)

- 船舶所有者は、国土交通大臣が指定する医師が証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない(§ 83 I)

◆ 陸上から隔離された生活共同体において、本人のみならず他の船員の健康を保護する目的によるもの

- 健康証明書は3月以内に受けた検査の結果に基づき、標準に合格した旨の判定を指定医が記載。(施行規則 § 55)
- 船舶所有者は、健康証明に要する費用を負担。(同 § 56の2)
- 健康証明書の有効期間 = 1年(色覚検査は6年。結核検査は6月に短縮する場合あり。)(施行規則 § 56 I)
- 航海中に有効期間が満了した場合
→ 3ヶ月を経過する日又は航海が終了する日のいずれか早い日までの間、有効。
(同 § 56 II)

健康証明の健康診査項目の変遷

- 昭和27年 全部改正により、健康証明を受ける際の項目が以下のとおり制定。
(3)から(6)は、医師が必要ないと認めれば省略可。
(1)感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
(2)運動機能、視力、色神（船長及び甲板部海員）、聴力及び握力検査
(3)身長、体重、胸囲、胸囲差、肺活量及び血圧検査
(4)ツベルクリン反応検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査
(5)梅毒血清反応検査
(6)検便および検尿
- 昭和32年 エックス線検査の義務化
- 昭和39年 調理作業に従事する者に対する検査として、検便が追加
- 昭和50年 身長（25歳未満の者に限る。）、体重、胸囲、胸囲差、肺活量及び血圧の義務化
（ただし、身長については、25歳以上は医師の判断で省略可）
検尿（蛋白、糖及びウロビリノーゲン）検査の義務化
ツベルクリン反応検査の削除
- 平成7年 胸囲、胸囲差、検尿ウロビリノーゲン検査、赤血球沈降速度検査及び梅毒血清反応検査の削除
35歳以上の船員に対する検査として、以下の項目を追加
検便（調理作業に従事する者を除く。）及びかくたん検査は、医師が必要ないと認めれば省略可
(1)検便（ヘモグロビン有無に限る）
(2)血糖検査
(3)心電図検査
(4)血中脂質検査（血清総コレステロール、血清トリグリセライド（中性脂肪）及びHDL量検査
(5)肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 平成19年 「腹囲」の追加
「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」へ変更
- 平成23年 「色神」を「色覚」へ変更し、色覚検査の対象者を拡大
視力の合格標準を見直し（STCW条約対応）

※上記の時期は改正規則の公布を示す。

健康証明書の合格標準①

以下のいずれかに該当する者は不合格

1. 以下の伝染病にかかっている者

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

2. 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

3. 各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

(1) 視力(万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。)

船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員は両眼共に0.5号、無線部の職員は両眼共に0.4号、その他の者は両眼で0.4号を明視しうる。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

(2) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

(3) 握力

男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

5. 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手

6. 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者

7. 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者

健康証明書の合格標準②

(注)障害の程度、経歴及び職務を考慮する場合の考え方

i) 視覚機能

- 片眼の視力を有していない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは合格とすることができる。ただし、小型船舶操縦士の資格を必要とする総トン数20トン未満の船舶に乗り組む船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者で、単眼の視野が水平方向150度以上であるときは、合格とすることができる。
- 視力の合格標準に達しない者でも、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があり、両眼で0.4号を明視しうるときは、合格とすることができる。それ以外の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があるときは合格とすることができる。

ii) 言語機能

- 言語機能に障害がある者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

iii) 精神機能

- イ 現に幻覚、妄想、その他顕著な精神症状が活発に存在し、そのまま就業させることが本人及び協同作業者の安全を損ねると判断される場合は、不合格とする。
- ロ イにより不合格とされた者については、1年以上の海上経歴があり、かつ、精神症状が消褪し、その後の療養により6ヶ月以上状態の安定化が認められると判断された場合は、合格とすることができる。
- ハ イ及びロについて合否の判断が困難な場合は、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)」第18条に定める精神保健指定医の意見を聴取した上で、船員法上の指定医師が行うものとする。

iv) 聴力

- 聴力の合格標準に達しない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

v) 運動機能

- 四肢、指、踵に欠損ある者又は手指の屈伸、上肢の前・上・横の屈伸、踵をあげた膝の深屈伸及び跳躍が不能な者は、不合格とする。ただし、1年以上の海上経歴がある場合は、過去の職務を考慮した上で合格とすることができる。

健康証明書の条約上の基準

- 健康証明に関する基準は、STCW条約及びILO海事労働条約それぞれに規定。
- 客観的基準はSTCW条約の一部の項目のみ。

STCW条約

- 関連規定
 - ・第1-9規則、STCWコードA-1-9節
- 主な基準
 - ・16歳以上
 - ・締約国が定める身体適性基準を満たすこと
 - ・視力：甲板部：片眼0.5, 他眼0.5
機関部：両眼で0.4
通 信：片眼0.4, 他眼0.4
 - ・色覚：CIE色覚基準による
 - ・あらゆる警報音を聞き取り、効果的な情報連絡のために適切に聞き、話せることを証明すること 等
- 有効期間：最長2年有効。
ただし、18歳以上は最長1年
- 船員の健康診断は、締約国が認定した適正な資格及び経験を持つ医師によって実施されること

ILO海事労働条約

- 関連規定
 - ・第1.2規則、第1.2基準（規範A）
- 主な基準
 - ・関係する船員の聴力及び視力並びに色神（従事する作業に対する適性が色神の欠陥によって影響されるおそれのある職務区分で使用される船員の場合）がすべて満足すべきものであること。
 - ・関係する船員の健康状態が、海上勤務によって悪化するおそれがあり若しくはその船員を海上勤務に適さないようにするおそれのあるもの又は船内の他の者の健康に害を及ぼすおそれのあるものになっていないこと 等
- 有効期間：最長2年有効。色覚は6年。
ただし、18歳以上は最長1年
- 健康証明書は、正当な資格を有する医師又は、もっぱら視力に関する証明書の場合には、権限のある機関に当該証明書を発給する資格を有すると認められた者が発給

特定作業従事者の健診について

○船舶所有者は、特殊な作業に従事する船員に対して、6月に1回、指定医による健康検査を受けさせなければならない。(船員労働安全衛生規則 § 32)

【特殊な作業に従事する船員及び検査項目】

①有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者

当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査

②専ら石炭をたく作業に従事している者

当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査

③専ら潜水作業に従事している者

- ・感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
- ・運動機能、視力、色覚、聴力及び握力の検査
- ・身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
- ・胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査及びかくたん検査

事務局案(健康診断の実施方法)

<健康診断の実施者について>

- ・船舶所有者が雇用する船員に対して健康診断を実施する義務を明確にし、適切に船員の健康管理を行うこととしてはどうか。また、船員は健康診断を受ける義務とともに、適切に健康管理を行う努力義務を規定することとしてはどうか。
- ・指定医等の健康診断に従事した者に守秘義務を課すこととしてはどうか。

<健康検査の項目等について>

- ・陸上労働者並みの健康確保を図るため、健康検査を健康診断に活用できるよう、陸上労働者の雇入れ時及び定期的健康診断や生活習慣病予防健診の項目に合わせることはどうか。具体的には、「比較表」の項目に示す項目等について、見直しをすることとしてはどうか。
- ・上記見直しに伴い、船員手帳の様式や記述方法、健康検査の合格標準等についても必要に応じて見直しの検討をすることとしてはどうか。

<健康診断の実施体制の確保について>

- ・健康診断を実施しやすくするため、船員のニーズが多い地域で、船員の健康検査と生活習慣予防健診を同時実施できる医療機関のさらなる増加に向け、国、保険者において、地域の医療機関の協力を得られるよう、重点的な周知を進めていくべきではないか。

船員制度と陸上制度との比較

根拠法	健康証明	雇入時健康診断	定期健康診断	特定業務従事者健康診断	海外派遣労働者健康診断	特定健康診査 (生活習慣病予防健診)
	船員法	労働安全衛生法				高齢者医療確保法
対象	船船に乗り組む者	常時使用する労働者		特定の業務に従事する者	6月以上の海外派遣者	40～74歳の加入者
実施頻度	1年に1回。雇入前3ヶ月以内。	雇入時	1年以内に1回定期。	配置換え・6月以内毎に1回定期。	海外派遣前・本邦での業務開始後	原則として年度に1回。
身長	○(25歳以上は省略可)	○	○(20歳以上は省略可)	○(20歳以上は省略可)	○(20歳以上は省略可)	○
体重	○	○	○(省略可)	○(省略可)	○(省略可)	○
腹囲	○	○	○(40歳未満(35歳除く。)、BMI20未満等は省略可)	○(40歳未満(35歳除く。)、BMI20未満等は省略可)	○(40歳未満(35歳除く。)、BMI20未満等は省略可)	○
BMI	○	○				○
肺活量	○					
血圧	○	○	○	○	○	○
胸部X線	○	○	○(40歳未満(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)等)	○(40歳未満(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)等)	○(40歳未満(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)等)	
喀痰	○(省略可)		○(胸部エックス線検査を省略された者、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断され	○(胸部エックス線検査を省略された者、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断され	○(胸部エックス線検査を省略された者、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断され	
検便(虫卵)	○(省略可)					
検便(ヘモグロビン)	○(35歳以上)					
検尿(たんぱく・糖の有無)	○	○	○	○	○	○
視力	○	○	○(省略可)	○(省略可)	○(省略可)	
聴力	○※1	○※2	○(省略可)※2	○(省略可)※2	○(省略可)※2	
握力	○					
運動機能	○					
色覚	○					
既往歴	○(検査項目の規定なし)	○	○	○	○	○
服薬・喫煙履歴	○(検査項目の規定なし)					○
業務歴	○(検査項目の規定なし)	○	○	○	○	
自覚症状・他覚症状の有無	○(検査項目の規定なし)	○	○	○	○	○
家族歴	○(検査項目の規定なし)					
貧血		○※3	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)※3	○(40歳未満(35歳を除く。)は定期のみ省略可)※3	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)※3	△(医師の判断による)
血中脂質 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂)	○(35歳以上)	○	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は定期のみ省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	○
血糖	○(35歳以上)	○※4	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)※4	○(40歳未満(35歳を除く。)は定期のみ省略可)※4	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)※4	○※5
心電図	○(35歳以上)	○	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は定期のみ省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	△(医師の判断による)
肝機能 (GOT、GPT、γ-GPT)	○(35歳以上)	○	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は定期のみ省略可)	○(40歳未満(35歳を除く。)は省略可)	○
感覚器の医学的検査	○					
循環器の医学的検査	○					
呼吸器の医学的検査	○					
消化器の医学的検査	○					
神経系等の医学的検査	○					
眼底検査						△(医師の判断による)
腹部画像検査						△(医師の判断による)
血中尿酸量検査						△(医師の判断による)
B型肝炎抗体検査						△(医師の判断による)
ABO式・Rh式血液型検査	○(検査項目の規定なし)					△(医師の判断による。出国時のみ)
糞便塗抹検査						△(医師の判断による。帰国時のみ)

※1 検査方法について詳細な規定はないが、両耳で5メートル以上の距離で話し声を聴取できることが合格標準(船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができる場合は除く。)
 ※2 1000ヘルツ及び4000ヘルツに係る聴力(オーディオメータを使用)。
 ※3 血色素量及び赤血球数
 ※4 空腹時又は随時血糖の検査が必須。医師が必要と認めた場合はHbA1cも実施。
 ※5 空腹時又はHbA1c。

船員と陸上制度との比較(特殊業務従事者・特定業務従事者)

	船員法(特殊業務従事者)	労働安全衛生法(特定業務従事者)
業務	高熱物(100℃以上)・暑熱(40℃以上)	○
	低温物(ドライアイスなど)・寒冷(-10℃以下)	○
	放射線(X線など)	○
	じんあい・粉末飛散(毛、土石等)	○(石炭を焚く作業)
	異常気圧	○(潜水作業)
	身体への振動(削岩機、鋸打機等)	○
	重量物(30キログラム以上の重量物を労働時間の1/3程度以上を取り扱う業務等)	○
	騒音(ボイラー製造、ボイラーの運転業務、空港の駐機場における航空機への誘導指示等)	○
	坑内	○
	深夜業(6ヶ月を平均して1ヶ月当たり4回以上、午前10時からよく午前5時まで)に従事)	機関部の船員について、指定医が必要と認める場合は、例えば、健康診査の6月後に聴力検査を実施するよう努めることとしてはどうか。
	有害物	○
	有害物のガス・蒸気・粉じん	○
病原体	○	
大臣が定める業務	○	

実施頻度	船員			陸上
	有害物	潜水	石炭	
	健康証明の検査時・検査の6月後 ※船舶が航海中の場合は航海終了後遅滞なく。			配置換え・6月以内毎に1回定期。
項目	身長		○	○(20歳以上は省略可)
	体重		○	○(省略可)
	腹囲		○	○(40歳未満(20歳未満を除く。)、BMI20未満等は省略可)
	BMI			
	肺活量			
	血圧		○	○
	胸部X線		○	○(40歳未満(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)等)
	喀痰			○(胸部エックス線検査を省略された者、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者)
	検便(虫卵)			
	検便(ヘモグロビン)			
	検尿	○		○
	視力			○(省略可)
	聴力			○(省略可) ※騒音については1000ヘルツ及び4000ヘルツの選別聴力調査。健康診断の結果、必要な場合には、250、500、1000、2000、4000、8000ヘルツの聴力検査
	握力			
	運動機能			
	色覚			
	感覚器の医学的検査			
	循環器の医学的検査			
	呼吸器の医学的検査			
	消化器の医学的検査			
	神経系等の医学的検査	○		○
	既往歴			○
	家族歴			
	服薬・喫煙履歴			
	業務歴			○
	自覚症状・他覚症状の有無			○
	貧血	△(必要な血液検査)		○(40歳未満(35歳を除く。))は定期のみ省略可)
	血中脂質	△(必要な血液検査)		○(40歳未満(35歳を除く。))は定期のみ省略可)
	血糖検査	△(必要な血液検査)		○(40歳未満(35歳を除く。))は定期のみ省略可)
	心電図			○(40歳未満(35歳を除く。))は定期のみ省略可)
	肝機能	△(必要な血液検査)		○(40歳未満(35歳を除く。))は定期のみ省略可)
	眼底検査			
腹部画像検査				
血中尿酸量検査				
B型肝炎抗体検査				
ABO式・Rh式血液型検査				
糞便塗抹検査				